

令和5年第8回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和5年8月10日（木） 午前9時30分～午前10時00分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：9名）

1番：中川 光春	2番：道園 浩二	3番：田口 昭広
4番：小島 政文	5番：尾上 春樹	8番：山田 和治
9番：寺本 真理子	10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘

（欠席：2名）

6番：告宮 幸一	7番：塚本 壽
----------	---------

○農地利用最適化推進委員

（出席：11名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：松岡 哲治
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：下崎 省一
7番：宮島 正文	9番：藤井 雅史	11番：木川 保
12番：一川 清	14番：草野 義雄	

（欠席：4名）

8番：坂口 恵美子	10番：小崎 良一	13番：西村 隆
15番：淵上 米作		

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：福田 鉄也
係 長：大浪 和典	主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1	報告第15号	農地使用貸借権の合意解約の届出について
日程第2	報告第16号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3	議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第35号	農用地利用集積計画の審議について
日程第6	議案第36号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）
日程第7	議案第37号	芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の任命について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和5年第8回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、6番の〇〇委員、7番の〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、9番の〇〇委員、10番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 次に、報告第15号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第15号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。 農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 これは、使用貸借権の合意解約になります。 1番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第15号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第15号については、これで終わります。 次に、報告第16号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の2ページをお願いします。 報告第16号、農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。

	1 番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。 2 番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。 3 番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。 4 番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 16 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 16 号については、これで終わります。 次に、議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 3 ページをお願いします。 議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 1 ページ及び 2 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、田浦 I C の北側、約 500 m の 1 筆と芦北町役場田浦支所の北東側、約 800 m の 1 筆の合計 2 筆です。 現地確認ですが、申請地は現在休耕地となっており、譲り受けた後は整備を行い、柑橘栽培を行いたいとのことでした。 総会資料の 3 ページをお願いします。 契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は労力不足により、当該農地の耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は、譲渡人の要望もあり、当該農地を譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。 総会資料の 1 ページ、2 ページの議案番号が間違っておりました。議案第 33 号に訂正をお願いします。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、丸米地区生涯学習センターの南東側、約800mの場所です。

現地確認ですが、申請地は休耕地となっていますが、譲り受けた後は水稻の栽培を行い、適正に管理するとのことです。

総会資料の5ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は労力不足により、当該農地の耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は、譲渡人の要望もあり、当該農地を譲り受け、適正に管理する。とのことです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の6ページ、7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、諏訪橋の南西側、約100mの場所を含めた合計6筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、田については水稻が栽培され、畑については休耕地となっており、田については今後も引き続き耕作管理を行い、畑については適正に管理するとのことです。

総会資料の8ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。

申請理由ですが、譲渡人は労力不足により、当該農地の耕作管理ができないため、子である譲受人に生前贈与する。譲受人は、譲渡人の要望もあり、当該農地を譲り受け、適正に管理する。とのことです。

譲受人の経営状況ですが、譲渡人である父の世帯の状況が記載されていますが、親子間の生前贈与であり、譲受人も通作可能な距離に居住しており、問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

	以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件のうち、大字田浦字古焼山の分については、私が担当委員ですので説明します。 田浦 I C から左側の方に申請地があり、雑木等がありますが、親子で刈り上げて整備をされるとのことでしたので、問題ないと思われます。 次に担当委員の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と議長の説明通りです。よろしくお願いします。
議長	次に、1 番の案件のうち、大字田浦町の分について 9 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局と議長と〇〇推進委員の説明通りだと思いました。4～5 年前までである程度管理されていたので、また始めてもらえればと思います。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員の説明の通りだと思いました。
	よろしくお願いします。
議長	次に、2 番の案件を 4 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局と現地を確認しました。
	なんら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	次に、3 番の案件を 3 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局からの説明通りで、なんら問題ないと思います。
	よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	なんら問題ないと思います。
	よろしくお願いします。
事務局	調査書 3 ページの担当推進委員が間違っておりました。 〇〇推進委員に訂正をお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 33 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。

	議案第３３号について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、議案第３３号については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第３４号「農地法第５条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の４ページをお願いします。 議案第３４号、農地法第５条の規定による許可申請書審議について。 農地法第５条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、植林です。なお、本案件は、追認案件で始末書が添付されています。 総会資料の９ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、市野瀬公民館の南西側、約２５０ｍの場所です。 現地確認ですが、申請地周辺は山林化しており、隣接する農地は存在せず、影響はないと感じました。 総会資料の１０ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 既に施工済みですが、給水はなく、雨水は自然透水のみです。 総会資料の１１ページをお願いします。農地の広がり図を載せています。 農地の広がりとは０．４ｈａです。 総会資料の１２ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり１０ｈａ以上ないため、第２種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、申請地は、譲受人の先代から耕作管理を行ってきたが、周囲の山林化や、譲受人が町外に居住する都合上、耕作管理が難しくなったため、許可を得ずに植林し、管理を行ってきたが、今回譲渡人・譲受人の管理する土地が相違していたため、所有権移転を行う際に、申請地が農地であったことが判明し、今回申請するもので、農地法に不案内なため転用申請を怠っていたとの始末書が添付されております。土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に

	については、既に施工済みであること、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 5 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	説明の通りでなんら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	現地は事務局からの説明の通りです。 山林に囲まれておりますので、周辺の農地や民家に影響が無いため問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 3 4 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第 3 4 号について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、議案第 3 4 号については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 3 5 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 3 5 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。

	耕作する作目は果樹で、設定期間は新規設定の１０年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 ３番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は果樹で、設定期間は新規設定の１０年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 ４番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は果樹で、設定期間は新規設定の１０年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第３５号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 賃貸借権設定の部１番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 ３番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、３番については、原案のとおり決定しました。 ４番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、４番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第３６号「農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明します。
事務局	議案書の６ページをお願いします。 議案第３６号、農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について。 農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。 申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。 農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化

	しています。 次に、詳細について説明します。 総会資料の１３ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、芦北町女島活力センターゆめもやいの南西側、約２００mの場所を含めた１４筆です。 総会資料の１４ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。写真のとおり、現況は雑木等が生い茂り、山林化しています。 総会資料の１５ページをお願いします。 現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、雑木等が生い茂り、森林の様相を呈していることから、農地への復元が困難であると思われるため、非農地判断の基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局から説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 １番の案件を２番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明の通りです。山は急斜面でとても農地として復元は難しいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第３６号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 １番について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第３７号「芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員の任命について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の７ページをお願いします。 議案第３７号、芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員の任命について。 芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱第３条の規定により、芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員の任命について、本会の議決を求めるものです。これは、先日申請のありました芦北町農地利用最適化推進委員の応募・推薦に伴う評価委員会を開催するにあたり、現職の農業委員より評

	価委員を４名選出し、評価を行うものです。 片山幸弘、芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員を任命する。 田口昭広、芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員を任命する。 井川輝征、芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員を任命する。 尾上春樹、芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員を任命する。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第３７号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第３７号について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、議案第３７号については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。